

議案第二号

港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般業務に従事する者の項中「一九、〇〇〇」を「二三、九〇〇」に、「二三八、〇〇〇」を「二九九、〇〇〇」に、「六、三〇〇」を「八、〇〇〇」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

非常勤職員について新たな職責を設けることに伴い、非常勤職員の報酬限度額を引き上げるため、本案を提出いたします。